

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)	電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)
第 1～第 4 [略]	第 1～第 4 [略]
第 5 運 用	第 5 運 用
1 直接人件費	1 直接人件費
1-1 労務賃金 [略]	1-1 労務賃金 [略]
<u>1-2 移動拘束費</u>	(新設)
<u>3 1)に定める起点から点検場所間が1時間以下の場所を日々通勤、1時間を超える場所を滞在とし、以下の場合の点検技術者等の移動時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。</u>	
<u>1) 点検業務の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地（点検対象施設設置場所）から最終目的地までの巡回に要する時間。</u>	
<u>2) 滞在において、各週ごとに移動日初日及び最終日の起点から点検場所への移動に要する時間。</u>	
<u>2 機械経費</u>	(新設)
<u>測定器損料は原則として計上しない。</u>	
<u>3 旅費・交通費</u>	(新設)
<u>1) 旅費の起点</u>	
<u>原則として都道府県庁を点検技術者等の派遣起点とする。その運用は次のとおりとする。</u>	
<u>(1) 事務所から最も近い都道府県庁の所在地を起点とする。</u>	
<u>(2) 上記により難しい場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。</u>	
<u>2) 行程</u>	
<u>(1) 総合点検及び個別点検時の構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。</u>	
<u>(2) 巡回点検時の構成員数は、点検技術員2名を標準とする。</u>	
<u>(3) 総合点検及び個別点検の点検ルートについては、1回の点検において日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ルートにて構成するものとし、点検種別（総合、個別）及び設備構成ごとに複数ルートを構成しないものとする。</u>	
<u>(4) 巡回点検の点検ルートについては、総合点検及び個別点検の点検ルートとは別に構成し、1回の点検におい</u>	

電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成26年3月24日付け25農振第2144号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p><u>て日々通勤と滞在をそれぞれ起点から1ループにて構成するものとし、設備構成ごとに複数ループを構成しないものとする。</u></p> <p><u>(5) 月曜日に起点を出発し、金曜日までに起点に戻る行程とする。</u></p> <p>3) <u>日々通勤</u></p> <p><u>起点から点検場所間が1時間以下を対象とし、普通日額旅費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</u></p> <p>(1) <u>普通日額旅費</u></p> <p><u>点検技術者及び点検技術員の普通日額旅費の額は次による。（消費税は含まない。）</u></p> <p><u>ア 点検技術者：818円</u></p> <p><u>イ 点検技術員：718円</u></p> <p>(2) <u>ライトバン運転費</u></p> <p><u>ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する時間について「ライトバン損料」により計上する。</u></p> <p><u>なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</u></p> <p>(3) <u>有料道利用料金</u></p> <p><u>有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び起点と点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。</u></p> <p>4) <u>滞在</u></p> <p><u>起点から点検場所間が1時間超えを対象とし、日当、滞向日額旅費、移動拘束費、ライトバン運転費及び有料道利用料金を計上する。</u></p> <p>(1) <u>日当</u></p> <p><u>各週毎の移動日初日及び最終日の起点から点検場所まで移動する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u></p> <p><u>ア 点検技術者：2,000円</u></p> <p><u>イ 点検技術員：1,545円</u></p> <p>(2) <u>滞向日額旅費</u></p> <p><u>移動日初日から最終日前日までに宿泊する合計日数を対象に計上するものとし、その額は次による。（消費税は含まない。）</u></p> <p><u>ア 点検技術者：8,354円</u></p> <p><u>イ 点検技術員：6,736円</u></p> <p>(3) <u>ライトバン運転費</u></p> <p><u>ライトバン運転費は、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び各週ごとに起点と点検場所との往復に要する時間について、「ライトバン損料」により計上する。</u></p> <p><u>なお、ライトバンの走行速度[h]は一般道30km/h、高速道80km/hとし、都市高速道路、自動車専用道路（一般国道）等については、実情を勘案し計上するものとする。</u></p> <p>(4) <u>有料道利用料金</u></p>	

電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成26年3月24日付け25農振第2144号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p><u>有料道利用料金は、第一目的地から最終目的地までの巡回及び各週毎に起点と各点検場所との往復に要する有料道の利用料金等を対象とする。</u></p> <p><u>5) 交通機関</u></p> <p><u>ライトバン（1500cc5人乗り）を原則とし、運転労務費は計上しない。</u></p> <p><u>4</u> 安全費 [略]</p> <p><u>5</u> 技術管理費 [略]</p>	<p><u>3</u> 安全費 [略]</p> <p><u>4</u> 技術管理費 [略]</p>